

様式第十三号の二（第十条の十四関係）

許可番号 01050009139

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府高槻市真上町二丁目2番30号

氏名 株式会社浜田

代表取締役 濱田篤介

複写厳禁

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日

令和 8年 5月28日

許可の有効期限

令和15年 5月27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特）廃PCB等、
⑤特）PCB汚染物、⑥特）廃石綿等、⑦特）汚泥（以上7種類）

※⑦に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

※④及び⑤は、低濃度PCB廃棄物に限る。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成26年 5月28日 新規許可

平成28年 3月28日 変更許可

令和 元年 5月28日 更新許可

令和 8年 5月13日 更新許可

4 積替え許可の有無

有・☒ 無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

☒ 有・無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「－」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉍さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)	－	－	－	－	－	－	－	－
水銀又はその化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)	－	－	－	－	－	－	－	－
カドミウム又はその化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
鉛又はその化合物	－	○	－	－	－	－	－	－
有機燐化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
六価クロム化合物	－	○	－	－	－	－	－	－
砒素又はその化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
シアン化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
PCB	－	－	－	－	－	－	－	－
トリクロロエレン	－	－	－	－	－	－	－	－
テトラクロロエレン	－	－	－	－	－	－	－	－
ジクロロメタン	－	－	－	－	－	－	－	－
四塩化炭素	－	－	－	－	－	－	－	－
1,2-ジクロロエタン	－	－	－	－	－	－	－	－
1,1-ジクロロエレン	－	－	－	－	－	－	－	－
シス-1,2-ジクロロエレン	－	－	－	－	－	－	－	－
1,1,1-トリクロロエタン	－	－	－	－	－	－	－	－
1,1,2-トリクロロエタン	－	－	－	－	－	－	－	－
1,3-ジクロロプロペン	－	－	－	－	－	－	－	－
チウラム	－	－	－	－	－	－	－	－
シマジン	－	－	－	－	－	－	－	－
チオベンカルブ	－	－	－	－	－	－	－	－
ベンゼン	－	－	－	－	－	－	－	－
セレン又はその化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
1,4-ジオキシン	－	－	－	－	－	－	－	－
ダイキシン類	－	－	－	－	－	－	－	－